

総 括 調 査 票

事案名	(31) 鳥獣被害防止総合対策交付金			調査対象 予算額	平成 26 年度：9,500 百万円 平成 25 年度：9,500 百万円		
所管	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	調査区分	共同調査
						取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援。

【調査対象】

事業実施主体： 地域協議会（市町村、農林漁業団体、狩猟者団体等で構成）等

- ①平成 25 年度及び 26 年度中に交付金を受けた事業実施主体約 650 協議会のうち、200 協議会を抽出して調査
- ②平成 25 年度中に交付金を受けて処理加工施設を設置した 6 協議会を調査

【事業内容】

- | | |
|--|--|
| <p>1. 推進事業： 補助率 1/2 以内等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動 ○鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた農業者団体等民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動 ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動 ○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修 等 | <p>2. 整備事業： 補助率 1/2 以内（条件不利地域は 55/100 以内、沖縄は 2/3 以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ○捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備 ○焼却施設の整備 ○捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 |
|--|--|

【交付の流れ】

国 ⇒ 地方農政局等 ⇒ 道府県（⇒ 市町村）⇒ 地域協議会等
 （北海道は直接）



実施隊への研修



捕獲機材の導入



ICT 等を用いた新技術の実証



大量捕獲技術
（餌で獲物を一か所に集めることによる一斉駆除）



侵入防止柵の整備



処理加工施設の整備



イノシシ肉加工所



捕獲技術高度化施設の整備

総 括 調 査 票

事案名 (31) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

1. 交付金の有効性について

③調査結果及びその分析

1. 交付金の有効性について

各メニューの執行率（執行額/予算額）を調査したところ、以下の結果となった。

	23年度	24年度
推進事業	98.4%	53.4%
鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動	98.4%	52.5%
鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修（24年度～）	—	94.1%
整備事業	96.4%	98.7%
侵入防止策等の被害防止施設の整備	97.5%	97.2%
捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備	36.0%	207.8%
焼却施設の整備	49.2%	1,000%

平成25年度における被害額の実績について、199協議会を検証した結果、有効回答のあった121協議会のうち78（約65%）は被害額が減少していたが、36（約30%）は被害額が増加していた。（残り7協議会は横ばい）

【参考】

被害額増減幅	50%以上増加	26～49%増加	1～25%増加	1～25%減少	26～49%減少	50%以上減少
協議会数	15	3	18	49	15	14

また、25年度の被害額の実績値が、当初設定した25年度の被害額目標を達成しなかった83協議会に対してその理由を調査したところ、（他地域からの流入も含み）有害鳥獣が増加したという回答が最も多かった。

【参考】（複数回答可）

	ア 目標設定が高すぎた	イ 有害鳥獣が増加した（他地域からの流入含む）	ウ 想定外の種類の鳥獣が増えた	エ 被害の多い年だった（山の木の実が少ない、渡り鳥の被害等）	オ その他
回答数	23	56	13	8	25

以上の調査から、多くの協議会では被害額が減少しているものの、被害額が増加した協議会も存在し、その理由としては、有害鳥獣の個体数が増加したという回答が最も多い結果となった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 交付金の有効性について

交付金の執行状況をより精緻に把握し、鳥獣被害を如何に減らしていくかという観点から丁寧^①に評価分析すべき。

また、交付金が被害額の減少にさらに有効に作用するよう、個体数減少を目的とした捕獲等のメニューを中心に一層の重点化を図るなどのメニューの見直しを行い、協議会の取り組みを強化すべき。

総 括 調 査 票

事案名 (31)鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

2. 捕獲体制の強化について

③調査結果及びその分析

さらに、平成 25 年度に新たに設置したメニューである ICT 等を用いた新技術実証の活用状況について 199 協議会を検証したところ、活用を行っている 38 協議会のうち「導入前に比べ被害が軽減した」と回答した協議会は 9（導入協議会の 24%）に留まり、活用方法や有効性に疑問が生じる結果となった。（その他の回答は同水準、増加又は調査中等）

※活用していると回答した協議会の導入内容については、スマートセンサー（頭数カウントセンサー等）22、囲いわな（大量捕獲わな）15、ドロップネット（大型捕獲ネット）6、その他 7 となっている。（複数回答可）

2. 捕獲体制の強化について

協議会の捕獲体制について調査を実施したところ、以下の意見・要望等が寄せられた。

- ・ 狩猟免許について、網猟及びわな猟に引き続き、銃猟についても、高校を卒業してすぐの若者も狩猟に参加できるよう現在銃刀法に規定されている 20 歳以上から 18 歳以上への取得年齢の引き下げが必要である。
- ・ 捕獲体制の強化を図り、新規狩猟者等の捕獲能力向上にもつなげるため、銃器の扱いに慣れた者が捕獲活動に積極的に参加するよう啓発、広報活動に力を入れてほしい。
- ・ 捕獲活動を実施しても、近隣市町村からの鳥獣の流入により被害額が減少していないため、近隣市町村一体で捕獲を行う必要がある。

※ 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を実施している 129 協議会を検証したところ、近隣市町村と連携して捕獲を実施している 25 協議会では前年度比 12%の被害額の減少があったが、近隣市町村との連携を行っていない 44 協議会では1%の被害額の増加となっていた。

【参考】

近隣市町村と連携して対策を行っている協議会（85）	うち共同捕獲を実施している協議会（25）	近隣市町村との連携を行っていない協議会（44）
11%減少	12%減少	1%増加

- ・ 個人の狩猟者がそれぞれ捕獲を行っているだけでは個体数減少に繋がっていない。一定期間内に捕獲を実施する回数や捕獲頭数、捕獲時間の基準を設け、費用対効果を測るべき。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 捕獲体制の強化について

より効率的に捕獲を推進し、農林水産物の鳥獣被害額を減少させるため、近隣市町村との共同捕獲を促す等組織的に捕獲を行うべき。その際、捕獲の効果を測定するための基準や指標の設定について検討すべき。

また、民間企業の活用について検討すべき。

総 括 調 査 票

事案名 (31) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

3. 鳥獣対策に係る法整備について

③調査結果及びその分析

・ 鳥獣保護法の改正を踏まえ、都道府県知事が認定した民間企業等が積極的に捕獲事業に参入し、成果を上げられるよう協議会への参加を促してほしい。

※「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年5月30日に公布され、①集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣について、都道府県又は国が捕獲等をする事業を実施することができる②鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、当該事業が安全管理体制等に係る基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとなった。（認定を受けた事業者に対しては狩猟免許更新時に適性試験が免除される等の措置が講じられている。）

3. 鳥獣対策に係る法整備について

被害軽減に積極的に取り組んでいる20協議会に聴取を行ったところ、鳥獣捕獲等、事業の実施とあわせて、**法整備**をしてほしいといった意見・要望が以下の通り寄せられた。

(1) 鳥獣保護法について以下の要望等が寄せられた。

- ・ 自らのほ場に設置する簡易な罠については、**免許の取得なしでも講習等を受けることによって使用**できるようにしてほしい。
 - ・ 狩猟者の経済的な負担の軽減や新規狩猟者の参入促進を図るために狩猟税を軽減してほしい。
- ※狩猟税・・・地方税法に基づき、道府県知事の狩猟者の登録を受けるものに毎年度道府県から課せられる地方税。

	道府県民税の所得割の課税がある者	道府県民税の所得割の課税がない者
網猟免許・わな猟免許	8,200円	5,500円
第1種銃猟免許（装薬銃及び空気銃）	16,500円	11,000円
第2種銃猟免許（空気銃のみ）	5,500円	5,500円

【参考】装薬銃及び空気銃で狩猟をするために必要な概算コスト（猟具を除く）

狩猟免許取得（有効期間3年）	約5,200円（狩猟免許申請手数料）
狩猟者登録（毎年度登録が必要）	約18,300円（狩猟者登録手数料、狩猟税）
猟銃の所持許可（有効期間3年）	約58,600円（射撃教習を受講する場合）

④今後の改善点・検討の方向性

3. 鳥獣対策に係る法整備について

それぞれの地域の意見、要望を踏まえ、各種鳥獣被害対策と並行して、**規制の検証や見直し等制度面での対応も検討**すべき。

総 括 調 査 票

事案名 (31) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

③調査結果及びその分析

④今後の改善点・ 検討の方向性

- (2) 銃刀法について以下の要望等が寄せられた。
- ・ 散弾銃等 비해威力のあるライフル銃を所持する場合は、原則として狩猟免許取得後、散弾銃で10年以上継続して狩猟した実績が必要であるが、特措法で実施隊員については特例措置が設けられている。しかし、ライフル銃を保管する設備は、市庁舎等に限定され、出し入れをする際は、その都度、承認を受けること等厳しいものとなっていることから、この特例措置を使いやすくしてほしい。
- (3) その他の法律（食品衛生法、廃棄物処理法）について以下の要望等が寄せられた。
- ・ 野生の鳥獣肉等を地域資源として活用する場合、食品衛生法に基づき処理加工施設の設置等が必要となっているが、ペットフード等人間の食用以外への活用の場合には衛生基準や建築基準等に係る要件の緩和を行ってほしい。また、野生鳥獣肉を流通させる上で必要となる衛生ガイドラインについても策定を行ってほしい。
 - ・ 鳥獣の肉処理に伴う内臓等の処理方法について、内臓のついたまま施設に持ち込み産業廃棄物として処理すべき県と、現地で内臓を一般廃棄物として廃棄したうえで施設に持ち込むことができる県がある。産業廃棄物となれば廃棄コストが上がってしまうため、統一的に一般廃棄物として処理できるようにしてほしい。